

香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年4月1日

規則第13号

改正 平成28年3月17日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、行政文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、希望する公開の実施方法とする。

(行政文書公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による行政文書の全部を公開する旨の決定
行政文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 条例第11条第1項の規定による行政文書の一部を公開する旨の決定
行政文書一部公開決定通知書（様式第3号）

(3) 条例第11条第2項の規定による行政文書の全部を公開しない旨の決定
行政文書非公開決定通知書（様式第4号）

(行政文書公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する通知は、行政文書公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(行政文書公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する通知は、行政文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項に規定する通知は、行政文書公開請求事案移送通

知書（様式第7号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第7条 条例第15条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求に係る行政文書の件名又は内容
- (2) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見を求める理由
- (4) 行政文書の公開請求に係る意見書の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、行政文書の公開請求に係る意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書は、行政文書の公開請求に係る意見書（様式第9号）によるものとする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、行政文書の公開決定に係る通知書（様式第10号）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第8条 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原本である録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複製したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の原本である電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は当該電磁的記録をフロッピーディスク若しくは光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生が可能なものに限る。）に複製したものの交付

2 前項に規定する方法による公開は、当分の間、当該原本である電磁的記録の全部を公開する場合に行うものとする。

（写しの作成等に要する費用の額等）

第9条 条例第18条第2項に規定する行政文書の写しの作成に要する費用の

額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 条例第18条第2項に規定する行政文書の写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 前2項の費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納付しなければならない。
- 4 行政文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

(諮問をした旨の通知)

第10条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第11条 条例第28条に規定する公表は、公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、審査請求の状況その他必要な事項について行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日規則第1号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

行政文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画及び写真	乾式複写機による写し（単色刷り）	1枚につき 100円
	乾式複写機による写し（多色刷り）	1枚につき 1000円
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき 2000円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき 3000円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 500円
	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生が可能なものに限る。）に複写したもの	1枚につき 2000円

備考

- 1 行政文書（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画及び写真については、片面を1枚として算定する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

公開請求者 氏 名

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

郵便番号

住所（所在地）

電話番号

行政文書公開請求書

香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、
次のとおり行政文書の公開を請求します。

知りたい行政文書の 件名又は内容	※行政文書の特定ができるよう具体的に記入してください。
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（送付希望 有 ・ 無 ）
備 考	
※担当課名等	

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 記載に不備があるときは、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書公開決定通知書

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書については、
香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、
次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
公開の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
公開の場所	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された行政文書の公開の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等に連絡してください。
3 この決定に対し、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 1 5 条第 1 項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第 年 月 日 号

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を公開することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
公開の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
公開の場所	
行政文書の一部を非公開とする理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された行政文書の公開の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等に連絡してください。
- 3 この決定に対し香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書非公開決定通知書

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
行政文書を公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書公開決定等期間延長通知書

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公開請求のあった行政文書の件名又は内容	
条例第12条第1項の規定による決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書公開決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの公開請求のありました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「条例」という。）第13条の規定を適用し、次のとおり公開決定等の期限を延長しましたので通知します。

公開請求のあった行政文書の件名又は内容		
条例第12条第1項の規定による決定期間の満了日	年 月 日	
行政文書のうちの相当の部分について公開決定等をする期限及びその部分	期 限	年 月 日
	部 分	
残りの行政文書について公開決定等をする期限	年 月 日	
条例第13条を適用する理由		
事務担当課等	電話番号（ ） —	
備 考		

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書公開請求事案移送通知書

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

この公開請求に係る公開決定等については、移送を受けた実施機関で行うこととなります。

公開請求のあった行政文書の件名又は内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） ー
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書の公開請求に係る意見照会書

年 月 日付で、 に関する情報が記録
されている行政文書の公開請求がありましたので、香川県後期高齢者医療広
域連合情報公開条例第 1 5 条第 1 項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたの情報の内容	
意見を求める理由	
意見書の提出期限	年 月 日
意見の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () -
備 考	

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

氏 名

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

郵便番号

住所（所在地）

電話番号

行政文書の公開請求に係る意見書

年 月 日付けで照会のありましたことについて、次のとおり回答します。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
公開請求に対する支障の有無	有 ・ 無
意 見	

第 年 月 号
日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

行政文書の公開決定に係る通知書

年 月 日付けで照会しました行政文書については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条第3項（第21条において準用する第15条第3項）の規定により、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。

公開請求に係る行政文書の件名又は内容	
公開請求年月日	年 月 日
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたの情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日
公開を決定した処分	年 月 日
公開することとした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

審査会諮問通知書

年 月 日付けで公開決定等に対する審査請求については、
香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 2 0 条の規定により、次のと
おり香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し
ましたので通知します。

公開決定等に対する審査請求に係る行政文書の件名又は内容	
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 () ー
備考	